

狛江市一般廃棄物処理実施計画

(平成 26 年度～28 年度)

平成 26 年 3 月

狛 江 市

目 次

1. 一般廃棄物処理基本計画と 一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的	1
2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	2
3. 一般廃棄物の種類及び分別の区分と処理方法に関する事	3
4. 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し 占有者又は事業者の協力義務に関する事	4
5. 一般廃棄物の減量のための方策	6
6. し尿処理計画	15
7. 処理施設の概要	16
8. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	17
9. 一般廃棄物処理実施計画のまとめ（平成 22 年度～24 年度実績）	18
（狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説）	27

1 一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の位置付けと目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間の計画期間として清掃行政の基本方針を示す計画として策定されています。一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）では、基本計画の計画期間を 3 期に区切り、段階的に分けて施策を示し、継続的に達成状況を検証して実効性の確保に努めていきます。

本実施計画は基本計画の改訂を受け、平成 23 年度から 25 年度までを定めた実施計画を継承し、平成 26 年度から 28 年度までの内容を示しています。前回の実施計画において未達成な施策、あるいは法律改正や市民ニーズの変化に対応するとともに、ごみ半減推進審議会など市民参加を踏まえて策定・推進していきます。また、次回の実施計画が基本計画期間中の最終期となることから、本実施計画はその橋渡しの役割を担っています。

東日本大震災の記憶が新しいところですが、そこからは災害瓦礫が大量に発生しただけではなく、人々のライフスタイルを大きく変えるきっかけにもなりました。

環境負荷低減、地球温暖化防止、環境汚染の抑制などの様々な取り組みと並列して、貴重な資源を残していくためには、廃棄の抑制や資源の有効利用などを図っていくことが不可欠です。

物の流れの各段階で廃棄を抑制し、最終処分場を頼らないごみ処理システムの促進・発展を図り、より完成度の高い資源循環型社会の推進を目指していきます。

◎ 計画の期間

- ・平成 26 年度～28 年度（3 か年）

◎ 計画区域

- ・狛江市内全域とする。

◎ 計画の対象範囲

- ・一般廃棄物を対象とし、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理に関する事項を定める

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

発生量すべてを処理するものとする。

(単位：t)

種別 \ 年度	26年度	27年度	28年度
可燃ごみ	11,841	11,710	11,579
不燃ごみ	874	864	854
有害ごみ	14	14	14
粗大ごみ	321	317	313
持ち込み	1,491	1,489	1,487
ビン	652	645	638
缶	229	226	223
古紙	2,983	2,950	2,917
古布	269	266	263
ペットボトル	219	217	215
金属	32	32	32
植木せん定枝	120	120	120
集団回収	1,790	1,806	1,822
拠点回収	280	277	274
生ごみ堆肥化	92	92	92
粗大金属	50	50	50
発生量合計	21,257	21,075	20,893
処理量	19,095	18,900	18,705

- * 発火物は、不燃ごみに含みます。
- * 持ち込みとは、収集運搬許可業者が収集した事業系一般廃棄物を示します。
- * 粗大金属とは、収集した粗大ごみから金属を選別したものを示します。
- * 処理量とは、発生量合計から集団回収・拠点回収・生ごみ堆肥化を控除したものを示します。

3 一般廃棄物の種類及び分別の区分と処理方法に関すること

一般廃棄物の種類		収集運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
ごみ	可燃ごみ	市（委託）	クリーンセンター多摩川	焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化
	不燃ごみ	市（委託）	クリーンセンター多摩川	破碎後焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化
	発火物	市（委託）	民間業者に委託			
	有害ごみ	市（委託）	民間業者に委託			
	粗大ごみ	市（委託）	クリーンセンター多摩川	破碎後焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化
	持ち込み（可燃ごみ）	市（委託）	クリーンセンター多摩川	焼却	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化
資源物	ビン	市（委託）	狛江市ビン・缶リサイクルセンター	選別・減容	民間業者に委託	
	缶	市（委託）	狛江市ビン・缶リサイクルセンター	選別・減容	民間業者に委託	
	古紙	市（委託）	民間業者に委託			
	古布	市（委託）	民間業者に委託			
	ペットボトル	市（委託）	狛江市ビン・缶リサイクルセンター	選別・減容	民間業者に委託	
	金属	市（委託）	民間業者に委託			
	植木せん定枝	市（委託）	民間業者に委託			
し尿（仮設のみ）	市（委託）	クリーンセンター多摩川	水処理・希釈後下水道へ放流	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化	
小動物死体	市（委託）	民間業者に委託				

4 市が行う廃棄物の収集運搬及び処分の方法に関し占有者又は事業者の協力義務に関すること

(1) 一般廃棄物等（し尿、動物の死体を除く）

ア 収集ごみ

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等	
可燃ごみ	市が戸別方式により、原則として週2回収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	条例第 49 条第 1 項の規定による指定収集袋を使用して排出しなければならない	
不燃ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	条例第 49 条第 1 項の規定による指定収集袋を使用して排出しなければならない	
発火物	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で処理する	中身を空にし、ビンと一緒にコンテナに入れて排出する	
有害ごみ	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者で、資源化・最終処分を行う	蛍光灯は購入した際の容器に入れ、乾電池等水銀を含んだものは中身の見える袋に入れて排出する	
粗大ごみ	市民の連絡に基づき、市が戸別方式により収集する	中間処理（焼却）した後、エコセメント化を行う	清掃課に連絡し、条例第 49 条第 1 項の規定による処理手数料を納付し、指定日に自宅玄関前等に排出する	
資源物	ビン	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、水洗いしてコンテナに入れて排出する
	缶	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	水洗いし、つぶさずにコンテナに入れて排出する
	古紙	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は紙袋等を使用して排出する
	古布	市が戸別方式により、原則として週1回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	紐で束ね、又は透明の袋に入れて排出する
	ペットボトル	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	ふたを外し、ラベルをはがし、水洗いして、つぶしてコンテナに入れて排出する
	金属	市が戸別方式により、原則として月2回収集する	民間業者に再生可能な資源として売払い、処分する	コンテナに入れて排出する
	植木せん定枝	市民からの連絡により、市が原則として週2回収集する	民間業者で資源化・処理をする	清掃課に連絡し、おおむね長さ1メートル以下、太さ10センチ以下の枝のみを束ね、または袋に入れて表示して指定日に排出する

イ 集団回収

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
古紙類、古布、ビン、缶、ペットボトル、金属等	排出者が資源回収業者に委託して行う	資源回収業者等が資源化する	市に集団回収の実施を申請し、市に登録の資源回収業者に申込み実施する。分別・排出方法等は、業者と協議しその指示に従うこと

ウ その他のごみ

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて市が収集する	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、種類に応じて、中間処理（焼却）後最終処分又は資源化する	市が収集する場合は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、可燃ごみ及び不燃ごみについては、条例 49 条第 1 項に規定する指定収集袋を使用して排出しなければならない

備考 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する廃プラスチック類（原則として、プラスチック製造業及びプラスチック加工業から輩出されるものを除く。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令 300 号）第 2 条に規定する廃棄物のうち、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

(2) し尿

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
し尿	事業者から委託業者へ直接連絡、委託業者が仮設便所から随時収集する	し尿処理施設で処理する	排出者は、条例第 49 条第 1 項の規定による処理手数料を納付しなければならない

(3) 動物の死体

種類	収集及び運搬の方法	処理及び処分の方法	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、市が各戸及び路上から随時収集する	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する	占有者又は管理者が自らの責任で処分をできないときは、条例第 49 条第 1 項の規定により処理手数料を納付しなければならない

5 一般廃棄物の減量のための方策

I <重点施策>

(1) ごみの減量

①ごみの有料化による減量効果の持続への取り組み

有料化以前からごみ排出量については減量を継続しCO²削減にも大きく貢献しています。この傾向は、有料化以降も継続していましたが、近年狛江市の不燃及び粗大ごみの収集量が増加傾向となっています。そのため、新たに施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下『小型家電リサイクル法』という。）の趣旨を理解し、現状にあった施策が展開できるように実施方法の検討を行います。使用済小型家電製品を資源として回収することにより、今後の不燃及び粗大ごみ収集量の削減に有効的な施策として位置付けていきます。

②市民グループの支援・育成の強化

市民の協働による減量・資源化を促進するために、活動する市民グループの支援・育成を強化する必要があります。まずは、ビン・缶リサイクルセンター内で活動及び講習会を開催している団体を中心に活動を促進し、既存組織の活性化を図り、市民・事業者等の活動参加意向を活かせるように、イベント開催などを通じて多様な参加機会を提供していきます。また、交流拠点としてのリサイクルひろばの整備に向けモデル展開していきます。

③情報提供とごみ減量方法のPRの強化

ごみ減量のためには、ごみを出す一人ひとりがごみ減量意識を高めていくことが大切です。そのために、ごみ・資源物処理には多額の経費が必要であるという現状や、狛江市のごみは市内で焼却や処分ができないため、他の地域の協力によって処理できているという状況等をお知らせすることで、今以上のごみ減量意識の向上を図ります。

特に、毎日家庭から排出される可燃ごみの減量が、ごみ全体の減量に大きく寄与してきます。まずは、各家庭でできる簡単なごみ減量方法、生ごみの水切りや活用方法、紙類の分別方法などを、ごみ半減新聞等を通じて分かりやすくPRすると同時に広くアイデア募集を行ってお知らせしていきます。

(2) 資源化の推進

①リサイクルルートの確保

分別回収を継続して実施するためには、安定したリサイクルルートを確保することが必要不可欠です。現在市で収集する資源物のリサイクルを継続することはもちろん、新たに施行された小型家電リサイクル法に合わせたリサイクルルートの開拓や、市民が中心となって実施している資源物集団回収事業によるリサイクルについても、参加団体の増加を含め、安定したリサイクルを実施していきます。

②経済面、効率面、環境面などの観点からの分別収集体制の検討

国では、質にも着目した循環型社会の形成を目指し、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進むための、社会経済システムの構築に向けた仕組みづくりに取り組んでいく方向です。狛江市では、従前より3Rよりもきめ細かい4Rを実践しておりますので、その中でも3R（リフューズ・リデュース・リユース）に重点を置いた取り組みを進めます。

そのひとつに、小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済小型家電製品からの有用金属の回収を行う際には、丁寧な分別をすることによって、回収率を高めるためにも、新たな分別収集体制を構築し育成することによって、資源化の推進だけでなく減量にも努めていきます。また、地域福祉の向上に寄与するような、新たな取り組みについても活用を検討していきます。

（3）安定的なごみ処理体制の維持・継続

①クリーンセンター多摩川（多摩川衛生組合）の安全で安定的な処理実施

クリーンセンター多摩川では、市民の日常生活に影響を及ぼすことのないよう常にごみ処理を安定的に行うことが求められています。

このことからごみ処理に関しては、徹底した環境保全対策、余熱利用の推進及び高度な自動化システムによりごみ焼却に伴う廃熱を利用して発電を行うほか、発生する蒸気は、給湯や冷暖房をはじめ近隣の公共施設へ熱供給を行うなど環境負荷の低減に努めています。

ごみ焼却によって発生する焼却灰のうち主灰については、熔融処理してスラグを生産し、改良土やコンクリート二次製品の資材として有効活用しておりますが、熔融施設が特に多くの電力を必要とする観点から近年の節電・省エネ対策に課題が生じるため、新たな取り組みを検討する時期にきています。また、飛灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設にてセメント材料として有効利用することで埋立処分ゼロを実現しています。

このように資源循環型社会の構築に大きな役割を担っているクリーンセンター多摩川の安定稼動実現のためには、計画的な施設の整備が重要です。

施設の整備計画策定に関しては、できる限り予算の平準化を図り、突出した費用負担とならないよう留意するとともに既存施設をできるだけ長期に使用するための計画等を検討するため、平成25年度より多摩川衛生組合議会において施設整備特別委員会を設置し、調査を行っています。

このように安定的なごみ処理体制の維持・継続するため、更なるごみ減量を推進することにより、クリーンセンター多摩川の施設負荷の軽減を図り、将来的に安全で安定的な処理実施を推進していきます。

施 策	施 策 内 容
2 制度化による仕組みづくり	
(1) 拡大生産者責任の制度化の必要性	国に対して、東京都を通じて拡大生産者責任に基づく資源循環制度の確立を要請するとともに、販売店と連携を図り、自主回収の拡大を要請していきます。
(2) 各種リサイクル諸制度の改善	リサイクル料金が後払いとなっている家電リサイクル法への対応として、市内電気店での引取システムを構築しています。今後もこれを円滑に実施していきます。 各種リサイクル制度の改善についても、生産者側に自主的な回収の取り組みを要望していきます。
(3) 市民・事業者・行政の協働する制度の推進	各自がそれぞれの役割を理解し、ごみの減量を進められるよう、情報提供を行います。
(4) 廃棄物処理の適正化対策	狛江市薬剤師会で実施している『使用済注射針回収事業』を今後も継続していくとともに、今後ますます増加する在宅医療廃棄物の適正処理について、関連機関との調整を行いながら、適正な処理を行っていきます。
(5) 環境に配慮した行動の推進	製品使用後にリユースできるもの、またはリサイクルしやすく、廃棄物の発生を抑制することのできる製品の調達を進めます。 今後、ビン・缶リサイクルセンター大規模改修時には、狛江市公共施設の環境設備・ユニバーサルデザイン設置指針及び整備プログラムに基づき実施します。
3 消費行動を通じた仕組みづくり	
(1) ごみを持ち込まない消費行動の普及	4 Rのうち、3つのR（リフューズ、リデュース、リユース）、に対する取り組みを強化します。 具体的には、マイバックやマイボトル、マイ箸などごみになるものを使わないライフスタイルの提案や、家庭でできる簡単なおみ減量方法等をごみ半減新聞等を活用して紹介していきます。
(2) 環境学習を通じたごみ減量意識の向上・促進	まなび講座や組成分析への参加を呼びかけ、ごみ減量意識の向上を図ります。また、『広報こまえ』等を通じて、広くビン・缶リサイクルセンターでのリサイクル講習会等を周知することで、参加者の裾野を広げ、リサイクル意識向上のきっかけづくりとします。 また、福祉部局や子育て部局との連携を図り、各年代に応じたごみ減量意識の向上を目指します。

施 策	施 策 内 容
4 販売店との協力体制の推進	
(1) 販売店の取り組みの現状把握	<p>関係各課と協力し、市内販売店のごみ減量に対する取り組みについて把握するシステム作りを検討します。</p> <p>また、大型店舗の出店時にごみ減量への取り組みとリサイクル体制への協力を要請します。</p>
(2) 発生抑制・減量化についての協定	<p>プラスチックトレイなどの、包装容器の削減等、発生抑制・減量化を要請します。</p>
(3) 拠点回収の維持・継続	<p>拠点回収システムの維持・継続に取り組みます。</p>
(4) ペットボトル回収協力店の維持・継続	<p>ペットボトル回収協力店の維持に努めます。</p>
(5) トレー等の店頭回収の促進	<p>関係各課と協力し、販売店と調整を行う場の設定を検討します。</p>

施 策	施 策 内 容
5 多様なリサイクルルートの確保	
(1) 資源物集団回収事業	<p>新たな回収団体増加のためのPRを行うと同時に、現在集団回収を行っている団体についても、更なる分別の呼びかけを行うことで、集団回収による資源回収量の増加に努めます。</p>
(2) 生ごみ	<p>生ごみ堆肥化講習会を継続して実施し、各家庭の生ごみの再利用を図ります。また、電動式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器購入費補助を継続し、各家庭での生ごみ処理を推進することで、資源化の推進を図ります。</p> <p>公共施設等に設置している大型生ごみ処理機による生ごみ処理の維持・継続を図ります。また、新たな施設建設時には、生ごみの分別処理を行うよう指導します。</p> <p>関係各課と調整し、市民農園内に生ごみ堆肥を利用した区画の設置を継続します。</p>
(3) 植木せん定枝	<p>家庭から出される植木せん定枝を収集し、資源化する事業を継続します。</p>
(4) 各種リサイクル	<p>家電リサイクル法など、法令等に規定のある品目のリサイクル方法について狛江市ごみ・リサイクルカレンダーや市ホームページなどを活用して、排出方法をお知らせします。</p> <p>新たに制定された小型家電リサイクル法に基づき、狛江市でもイベント回収を行いニーズ調査を行いました。この結果を踏まえ、不燃ごみ・粗大ごみの新たな資源化ルートの一つとして、使用済小型家電製品の回収方法を検討し、資源化の推進と減量に努めます。</p> <p>また、障がい者の社会参加の促進の一助となるような取り組みについても検討をしていきます。</p>

第2節 収集・運搬計画

施 策	施 策 内 容
1 収集運搬体制の推進	
(1) 戸別収集	排出者責任を明確にするため、戸別収集体制を継続します。
(2) 収集頻度の適正化	現状の12分別体制を維持し、排出量にあわせた適正な収集を継続します。
(3) 収集業者との連携	<p>収集業者と定期的な情報交換の場を持つことで、現場での問題点等を把握し、事故防止マニュアルを作成するなど適正な収集運搬体制を継続します。</p> <p>また、資源ごみの持ち去り等の問題点についても情報交換を行い、発生時の対応マニュアルを作成します。</p>
(4) 粗大ごみ等の業務の効率化	<p>粗大ごみと植木せん定枝の受け付けは年間2万件を超えており、受付業務の大半を占めており、その他の受け付けに支障をきたしています。</p> <p>そのため、民間委託も含め、業務の効率化を検討します。</p>
(5) 高齢者等ごみ出し困難者への支援	<p>現在実施している高齢者等対策のごみ出し支援件数が減少しているため、福祉部局と連携し、事業のPRを実施します。また、社会福祉協議会等との情報交換を行い、現状に即した市民ニーズの把握に努めます。</p> <p>また、東日本大震災被災者支援等、新たに対応が必要になった場合にも、法令に即して柔軟に対応していきます。</p>
(6) 事業者への働きかけ	
①小規模事業者への指導	収集業者と連携し、小規模事業者の適正排出指導を実施していきます。
②発生・排出抑制	<p>年度ごとに、一定規模以上の事業者に対して廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出を求め、廃棄の抑制や再利用の促進を図ります。</p> <p>また、定期的に搬入物検査を実施し、事業者へ適正な排出指導を行います。</p>

施 策	施 策 内 容
2 分別収集体制の推進	
(1) 家庭ごみ有料化の検証	ごみ処理に係る経費の検証や組成分析調査等を活用し、ごみ有料化前後の傾向を把握し、今後のごみ減量施策へ活用していきます。
(2) 組成分析調査による検討	
①資源物	古紙の分別を促進するため、分別方法についてごみ・リサイクルカレンダー等を通じて周知を行うと同時に、新たなPR方法について検討します。
②生ごみ	<p>ごみ半減新聞等を通じて、生ごみを出さないライフスタイルの提案や、発生した生ごみについては水切りの方や生ごみ堆肥化講習会のお知らせなどのPRを実施することで減量意識を高めます。</p> <p>生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器への補助を継続し、分別意識の向上に努めます。</p>
③プラスチック	<p>クリーンセンター多摩川でのサーマルリサイクル体制を維持します。</p> <p>また、販売店によるプラスチックトレイ等の回収を促進するよう要請を行っていきます。新たな処理技術の進展やクリーンセンター多摩川の施設更新の際には、減量対策の一助として検討していきます。</p>
④発火物	<p>発火物が原因の収集車火災等が発生していることから、分別の徹底を周知し、火災事故の発生を防ぎます。</p> <p>発火物についても、危険防止の観点から、多摩川衛生組合に持込まず、独自に処理を行います。</p>
(3) 不法投棄対策	<p>不法投棄物の中で、排出者が特定できるものについては、厳格な対応を行うことで改善を図ります。</p> <p>不法投棄が多発する地点に関しては、不法投棄防止看板を設置するなどして啓発活動を行います。</p>

第3節 中間処理・最終処分計画

施 策	施 策 内 容
1 安定的な中間処理体制の推進	
<p>狛江市ビン・缶リサイクルセンター</p>	<p>ビン・缶・ペットボトルを継続して安定的な処理を実施するため、定期修繕を実施するとともに、諸設備の修繕・更新計画を策定し、安定稼動に努めます。</p> <p>また、施設自体の大規模修繕を実施し、市内唯一の処理施設として稼動できるよう計画的な運用を図ります。</p>
<p>クリーンセンター多摩川(多摩川衛生組合)</p>	<p>狛江市・稲城市・府中市・国立市の構成4市で、処理方法や今後の修繕計画等について調整を行いつつ、有効活用を実施していきます。</p> <p>施設見学会を実施し、狛江市のごみ処理について、理解を深めることでごみ減量意識を高め、施設への負荷を低減するよう啓発活動を実施します。</p>
2 埋立処分ゼロの維持	
<p>東京たま広域資源循環組合</p>	<p>狛江市を含む、多摩地域の25市1町の最終処分場として、日の出町に設置されています。</p> <p>狛江市から持込む焼却灰は、全量エコセメント化施設でエコセメントとして活用されており、埋立処分量はゼロとなっています。今後もごみの減量を進めることで焼却灰の持込量を減らすと同時に、公共事業等でのエコセメント製品の活用を進めます。</p>

6 し尿処理計画

施 策	施 策 内 容
1 し尿処理施設	
クリーンセンター多摩川(多摩川衛生組合)し尿処理施設	多摩川衛生組合敷地内に設置しているし尿処理施設の安定稼動を継続します。
2 収集運搬体制	
(1) し尿処理人口	狛江市では浄化槽処理人口、汲取り人口ともにゼロとなっており、この体制を維持していきます。
(2) 汲取り処理量	工事現場等に設置する仮設トイレによる汲取りを許可業者に委託しています。災害時の対応もふくめ、今後もこの収集運搬体制を維持していきます。

7 処理施設の概要

【狛江市 ビン・缶リサイクルセンターの概要】

所在地	狛江市岩戸北一丁目1番11号
稼動開始	平成6年11月
処理能力	4.9 t / 日
	ビン (コロラインによる手選別)
処理方法	缶 (自動によるアルミ缶・スチール缶選別後、圧縮処理)
	ペットボトル (手選別後、減容・圧縮処理)

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ごみ焼却処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼動開始	平成10年4月
焼却能力	450 t / 日 (150 t / 24 h × 3 基) ストーカ式全連続燃焼
灰溶融炉	25 t / 日 (25 t / 24 h × 2 基) アーク式電気溶融
粗大・不燃 ごみ処理施設	50 t / 5 h × 1 基 回転衝撃式

【多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (し尿処理施設) の概要】

所在地	稲城市大丸1528番地
稼動開始	平成14年4月
処理能力	23.4 k l / 日
処理方法	好気性生物処理、希釈放流
し尿残渣及び 汚泥処理方法	クリーンセンター多摩川で焼却

【東京たま広域資源循環組合 エコセメント化施設の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (二ツ塚処分場内)
稼動開始	平成18年7月
処理能力	焼却灰処理量約300 t / 日・エコセメント生産量約430 t / 日

【東京たま広域資源循環組合 二ツ塚処分場の概要】

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
稼動開始	平成10年1月
廃棄物埋立容量	約250万 m ³

【株式会社アルフォ 城南島飼料化センターの概要】

所在地 大田区城南島三丁目3番2号

処理対象 食品廃棄物

【オリックス資源循環株式会社 寄居工場の概要】

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地

処理対象 一般廃棄物

【宗教法人慈恵院附属多摩犬猫霊園の概要】

所在地 府中市浅間町2丁目15番地1

処理対象 小動物の死体

【野村興産株式会社 イトムカ鉱業所の概要】

所在地 北海道留辺蕊町富士見217番地1

処理対象 廃乾電池・廃蛍光管

【株式会社フジコー 白井再資源化センターの概要】

所在地 千葉県白井市折立31番地1

処理対象 食品廃棄物

8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 狛江市ごみ半減推進審議会

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第7条に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議する。

(2) 狛江市ごみ半減推進員

同条例第8条に基づき、自治会やごみ減量等に取り組む団体、市内事業所や市民等の中から委嘱する。推進員は、一般廃棄物の発生抑制及び減量、再利用の促進及び適正な処理に対する地域住民への啓発を行うこと、一般廃棄物の分別及び適正な排出に関し、地域住民に指導助言すること、不法投棄に関し、市に連絡すること等を通して市に協力する。

9 狛江市一般廃棄物処理実施計画のまとめ（平成 22 年度～24 年度実績）

狛江市では平成 13 年 9 月に「最終処分場を頼らないごみ処理システムづくり」を目指し、23 年度～32 年度を計画期間とした一般廃棄物処理基本計画の策定を行いました。一般廃棄物処理実施計画は、この基本計画に示された目標を進めるための具体的施策を示しており、10 年間の計画期間を 3 期に分けて策定しています。1 期目にあたる 23 年度～25 年度の一般廃棄物処理実施計画では、法律改正や市民ニーズの変化に対応した施策を示しています。

一般廃棄物処理実施計画（平成 23 年度～25 年度）の最終年度は平成 25 年度となっておりますが、今回は実績の確定している平成 24 年度を最終年度とし、ごみ量等の推移を確認するため平成 22 年度を開始年度としてまとめています。

ここでは、各施策の主な実施状況を項目別に明示しています。平成 18 年 7 月からは埋立処理量ゼロを達成したことにより、一般廃棄物処理基本計画の基本目標である「最終処分場を頼らないごみ処理システム」の構築については、一定の到達地点に達していますが、これまで確立したごみ処理システムを推進していくこととしていました。

【重点施策の検証】

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績												
消費行動を通じた 仕組みづくり (4R)	ごみを持ち込まない消 費行動の普及	ごみ半減新聞で、ごみの減量の有効な手段 として「4R」を掲載。												
多様なリサイクル ルートの確保	集団回収事業を拡大 し、ごみに対する市民 意識の向上を図る。	<p>◆集団回収事業登録団体数</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>105 団体</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>109 団体</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>109 団体</td> </tr> </table> <p>◆集団回収事業登録業者数</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>11 業者</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>10 業者</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>9 業者</td> </tr> </table>	22年度	105 団体	23年度	109 団体	24年度	109 団体	22年度	11 業者	23年度	10 業者	24年度	9 業者
22年度	105 団体													
23年度	109 団体													
24年度	109 団体													
22年度	11 業者													
23年度	10 業者													
24年度	9 業者													
分別収集体制の推 進	生ごみの減量に関する 市民意識の向上を図る	<p>◆生ごみ処理機等補助件数 (含むコンポスト)</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>20 件</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>24 件</td> </tr> </table>	22年度	20 件	23年度	23 件	24年度	24 件						
22年度	20 件													
23年度	23 件													
24年度	24 件													

【個別施策の検証】

発生抑制・排出抑制・資源化計画

施策	施策内容	現 状 ・ 実 績																														
市民協働の体制づくり	ごみ半減推進審議会	<p>平成22年度に狛江市一般廃棄物処理基本計画（23年度～32年度）及び狛江市一般廃棄物処理実施計画（23年度～25年度）について市長に答申し、策定された。平成24年2月第8期ごみ半減推進審議会を発足し、実施計画（26年度～28年度）の審議中。</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>6回</td> </tr> </table>	22年度	5回	23年度	1回	24年度	6回																								
	22年度	5回																														
23年度	1回																															
24年度	6回																															
	市民グループの支援・育成	<p>古布再生講習会、裂き織り講習会、古布再生作品展、生ごみ堆肥化講習会及びごみワーキンググループなどの市民グループの活動を支援。</p> <p>◆裂き織り講習会及び勉強会</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>34回</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>40回</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>33回</td> </tr> </table> <p>◆古布再生講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>55回（302人）</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>40回（201人）</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>50回（368人）</td> </tr> </table> <p>◆生ごみ堆肥化講習会実施回数</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>10回（33人）</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>10回（31人）</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>9回（26人）</td> </tr> </table> <p>◆ごみワーキンググループ勉強会</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>0回（休会中）</td> </tr> </table> <p>◆市民協働提案制度</p> <p>市民グループからの提案に対し支援。</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>0件</td> </tr> </table>	22年度	34回	23年度	40回	24年度	33回	22年度	55回（302人）	23年度	40回（201人）	24年度	50回（368人）	22年度	10回（33人）	23年度	10回（31人）	24年度	9回（26人）	22年度	6回	23年度	6回	24年度	0回（休会中）	22年度	1件	23年度	0件	24年度	0件
22年度	34回																															
23年度	40回																															
24年度	33回																															
22年度	55回（302人）																															
23年度	40回（201人）																															
24年度	50回（368人）																															
22年度	10回（33人）																															
23年度	10回（31人）																															
24年度	9回（26人）																															
22年度	6回																															
23年度	6回																															
24年度	0回（休会中）																															
22年度	1件																															
23年度	0件																															
24年度	0件																															

	学習機会の充実	<p>◆施設見学</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>5団体（473人）</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>6団体（467人）</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>13団体（614人）</td> </tr> </table> <p>◆まなび講座（清掃課関連）</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>0件</td> </tr> </table>	22年度	5団体（473人）	23年度	6団体（467人）	24年度	13団体（614人）	22年度	0件	23年度	0件	24年度	0件
	22年度	5団体（473人）												
	23年度	6団体（467人）												
24年度	13団体（614人）													
22年度	0件													
23年度	0件													
24年度	0件													
情報交流・普及啓発の充実	<p>◆ごみ半減新聞発行状況</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>7月（臨時号）、8月、10月、1月</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> </table> <p>発行部数は、22年度は各 30,700 部。23年度は各 42,000 部。24年度は各 43,000 部</p> <p>市民参加によるごみ組成分析の毎年実施</p>	22年度	7月（臨時号）、8月、10月、1月	23年度	7月、11月、2月	24年度	7月、11月、2月							
22年度	7月（臨時号）、8月、10月、1月													
23年度	7月、11月、2月													
24年度	7月、11月、2月													
活動拠点の整備	<p>狛江市ビン・缶リサイクルセンターにおいて、古布再生・生ごみ堆肥化講習会等を開催</p>													
制度化による仕組みづくり	拡大生産者責任の制度化の必要性	東京都市長会を通じ、国に要請												
	各種リサイクル制度の改善	東京都市町村清掃協議会を通じて都から国へ要望												
	市民、事業者、行政の協働する制度の推進	<p>◆ごみ半減新聞発行状況</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>7月（臨時号）、8月、10月、1月</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>7月、11月、2月</td> </tr> </table>	22年度	7月（臨時号）、8月、10月、1月	23年度	7月、11月、2月	24年度	7月、11月、2月						
	22年度	7月（臨時号）、8月、10月、1月												
	23年度	7月、11月、2月												
24年度	7月、11月、2月													
廃棄物処理の適正化対策	在宅医療廃棄物は、東京都で検討会を開催													
環境に配慮した行動の推進	グリーン製品の事務用品購入													
消費行動を通じた仕組みづくり	<p>◆1日1人当たりの排出量（可燃ごみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>495.5 g</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>482.3 g</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>470.7 g</td> </tr> </table>	22年度	495.5 g	23年度	482.3 g	24年度	470.7 g							
22年度	495.5 g													
23年度	482.3 g													
24年度	470.7 g													

	環境学習を通じたごみ減量意識の向上・促進	◆施設見学 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>5団体 (473人)</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>6団体 (467人)</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>13団体 (614人)</td> </tr> </table>	22年度	5団体 (473人)	23年度	6団体 (467人)	24年度	13団体 (614人)
22年度	5団体 (473人)							
23年度	6団体 (467人)							
24年度	13団体 (614人)							
販売店との協力体制の推進	販売店の取り組みの現状把握	未実施						
	発生抑制・減量化についての協定	未実施						
	拠点回収の維持・継続	◆拠点回収実施状況 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>47か所</td> </tr> </table>	22年度	47か所	23年度	47か所	24年度	47か所
	22年度	47か所						
	23年度	47か所						
24年度	47か所							
ペットボトル回収協力店の維持・継続	◆回収協力店状況 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>27店舗</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>26店舗</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>25店舗</td> </tr> </table>	22年度	27店舗	23年度	26店舗	24年度	25店舗	
22年度	27店舗							
23年度	26店舗							
24年度	25店舗							
トレー等の店頭回収の促進	未実施							
多様なリサイクルルートの確保	生ごみ	◆狛江有機すくすく販売店舗数 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>2店舗</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2店舗</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>2店舗</td> </tr> </table>	22年度	2店舗	23年度	2店舗	24年度	2店舗
	22年度	2店舗						
	23年度	2店舗						
	24年度	2店舗						
植木せん定枝	◆収集量 <table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>136,230kg</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>130,156kg</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>138,556kg</td> </tr> </table>	22年度	136,230kg	23年度	130,156kg	24年度	138,556kg	
22年度	136,230kg							
23年度	130,156kg							
24年度	138,556kg							
各種リサイクル	ごみ・リサイクルカレンダーで周知							

収集・運搬計画											
	戸別収集	平成 24 年度ステーション数は 15 か所。今後もステーション解体を推進する									
	収集頻度の適正化	平成 22～24 年度 収集回数の変更なし									
	収集業者との連携	◆排出指導件数 <table border="1"> <tr> <td>22 年度</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>3 件</td> </tr> </table>	22 年度	14 件	23 年度	11 件	24 年度	3 件			
22 年度	14 件										
23 年度	11 件										
24 年度	3 件										
	粗大ごみ等の業務の効率化	◆変更点 <table border="1"> <tr> <td>22 年度</td> <td>収集を委託化</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>粗大ごみ処理申請書の見直し</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>粗大ごみ処理申請書の見直し</td> </tr> </table>	22 年度	収集を委託化	23 年度	粗大ごみ処理申請書の見直し	24 年度	粗大ごみ処理申請書の見直し			
22 年度	収集を委託化										
23 年度	粗大ごみ処理申請書の見直し										
24 年度	粗大ごみ処理申請書の見直し										
	高齢者等ごみ出し困難者への支援	◆収集件数 <table border="1"> <tr> <td>22 年度</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>1 件</td> </tr> </table>	22 年度	2 件	23 年度	2 件	24 年度	1 件			
22 年度	2 件										
23 年度	2 件										
24 年度	1 件										
	事業者への働きかけ	◆廃棄物の減量及び再利用に関する計画書 <table border="1"> <tr> <td>22 年度</td> <td>55 件</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>48 件</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>48 件</td> </tr> </table>	22 年度	55 件	23 年度	48 件	24 年度	48 件			
22 年度	55 件										
23 年度	48 件										
24 年度	48 件										
分別収集体制の推進	家庭ごみ有料化の検証	◆ごみ半減推進審議会の状況 <table border="1"> <tr> <td>22 年度</td> <td>第 7 期</td> <td>5 回</td> </tr> <tr> <td>23 年度</td> <td>第 8 期</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>第 8 期</td> <td>6 回</td> </tr> </table>	22 年度	第 7 期	5 回	23 年度	第 8 期	1 回	24 年度	第 8 期	6 回
22 年度	第 7 期	5 回									
23 年度	第 8 期	1 回									
24 年度	第 8 期	6 回									

組成分析調査による検討	<p>◆組成分析委託</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>1回</td></tr> </table> <p>市民</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>1回</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>1回</td></tr> </table> <p>◆資源物 可燃ごみ中の古紙混入割合</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>9.2%</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>3.0%</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>6.2%</td></tr> </table> <p>※組成分析結果より</p> <p>◆プラスチック クリーンセンター多摩川でサーマルリサイクルを実施</p> <p>◆発火物 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>20,260kg</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>19,170kg</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>19,940kg</td></tr> </table> <p>◆有害ごみ 回収量</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>18,400kg</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>20,790kg</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>21,380kg</td></tr> </table>	22年度	1回	23年度	1回	24年度	1回	22年度	1回	23年度	1回	24年度	1回	22年度	9.2%	23年度	3.0%	24年度	6.2%	22年度	20,260kg	23年度	19,170kg	24年度	19,940kg	22年度	18,400kg	23年度	20,790kg	24年度	21,380kg
	22年度	1回																													
23年度	1回																														
24年度	1回																														
22年度	1回																														
23年度	1回																														
24年度	1回																														
22年度	9.2%																														
23年度	3.0%																														
24年度	6.2%																														
22年度	20,260kg																														
23年度	19,170kg																														
24年度	19,940kg																														
22年度	18,400kg																														
23年度	20,790kg																														
24年度	21,380kg																														
不法投棄対策	<p>◆指導件数</p> <table border="1"> <tr><td>22年度</td><td>3件</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>5件</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>3件</td></tr> </table>	22年度	3件	23年度	5件	24年度	3件																								
22年度	3件																														
23年度	5件																														
24年度	3件																														

安定的な中間処理体制の推進	狛江市ビン・缶リサイクルセンター	◆修繕箇所	
		22年度	コンテナ腐食補修、スチールプレス機制御盤修繕、スチールプレス機ライナー交換、スチールプレス機シリンダーパッキン交換、アルミプレス機制御盤修繕等
		23年度	アルミプレス機刃物交換、給水ポンプユニット交換、供給コンベアベアリング交換、アルミプレス機押し箱交換等
		24年度	アルミ機押し箱修繕、供給コンベアテンションユニット交換、供給コンベアベアリング交換、リサイクル機器架台塗装修繕、リサイクルセンター外壁修繕等
クリーンセンター多摩川	◆スラグ発生・使用量		
	22年度	発生量	747.16t
		使用量	724.04t
	23年度	発生量	786.45t
		使用量	237.17t
	24年度	発生量	787.60t
使用量		99.23t	
埋立処分ゼロの維持	東京たま広域資源循環組合	◆エコセメント化施設搬入量（狛江市分のみ）	
		22年度	650t
		23年度	676t
		24年度	629t
		◆埋立量（狛江市分のみ）	
		22年度	0t
		23年度	0t
		24年度	0t

し尿処理計画

し尿処理計画	し尿処理施設及び収集運搬体制	◆し尿処理人口	
			汲み取り人口
		22年度	0人
		23年度	0人
		24年度	0人
		◆仮設トイレのし尿処理量・汲み取り件数	
			し尿処理量
22年度	49.6k1	283件	
23年度	41.9k1	209件	
24年度	53.6k1	260件	

(狛江市一般廃棄物処理実施計画で使用している用語解説)

あ行

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

○エコセメント

ごみの焼却灰を材料にして作ったセメント。

か行

○拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。

○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（室外機含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞれ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

○環境基本法

環境保全についての基本理念を示す法律。

○環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指します。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

○拠点回収

リサイクルボックスから資源物を回収すること。

リサイクルボックスとは、商店街・市役所・各地域センターなどに市民が資源物を持ち込むことができるステンレス製の箱型の入れ物のこと。

○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達に関する法律」の略称。国、独立行政法人、地方公共団体等による環境物品等の調達推進及び環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

○グリーン製品

環境配慮型製品。現在、各企業で、自社基準を制定し規準をクリアした製品。

○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事に発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図るため、分別やリサイクルを義務付けている。

○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。使用済小型電子機器

等に利用されている金属・その他の有用な資源物の再資源化を促進するための制度。

○古布再生

自宅で不要となった洋服などを使用して、新しい製品を作成する。

○戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内にごみ等を出す方法をいう。

ごみ等の分別やごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在が明確になるといった利点がある。

○狛江市公共施設の環境整備・ユニバーサルデザイン設置指針及び整備プログラム

地球環境への配慮やユニバーサルデザインへの市としての統一的な指針を定めるため策定したもの。

○ごみ半減新聞

年3回程度ごみ処理の現状、分別方法など様々な情報提供を行う新聞。

○ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議・答申を行う機関のこと。

○ごみワーキンググループ

ごみ減量の取り組みなどについて、調査・研究を行っている市民グループ。

さ行

○最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

○在宅医療廃棄物

治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するもの

○裂き織り

古い糸を細長く裂いて、糸にして織った厚手の織物。

○サーマルリサイクル

廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用すること。現在の利用方法は高温水をつくり、稲城市立病院へ供給している。また、クリーンセンター多摩川の工場内の電量として利用し、あまったものは売電している。

○資源循環

その処分の量を減らすことにより環境への負荷を逡減する必要があること。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

○自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

○収集運搬許可業者

狛江市で、事業系一般廃棄物を収集できる許可を取得している業者。

○集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体などが、資源物を直接業者に引き渡すことをいう。

○主灰

焼却炉の炉底に落下した灰分。

○使用済注射針回収事業

狛江市薬剤師会において実施している事業。インスリン注射薬の調剤を受けている薬局で、保管容器を渡し注射針を回収する。

○循環型社会

廃棄が抑制され、資源循環となるが適切に循環的な利用が行われ、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り逡減される社会をいう。

○循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○食品リサイクル法

「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテルなどから排出される食品廃棄物について、飼料や肥料など再利用など再利用等の促進を図ることを目的としている。

○ステーション

複数の家から排出されるごみ等を1か所に集めてある場所。

○スラグ

ごみの焼却灰を高温で熱して溶かし、水で冷やしてできた砂状のもの。路盤材などとして利用されている。

○組成分析

ごみの内容を選別し、重量を測定し内容を把握すること。

た行

○チップ

家庭などからでた植木せん定枝を細かく砕いたもの。主に土壌改良剤として利用されている。

は行

○廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができない不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は一般家庭から出る一般廃棄物と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

○飛灰

すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる固体の粒子状物質

ま行

○まなび講座

市民等が構成する団体が主催する学習会へ職員等が出向いて、市民参加のまちづくりについて説明すること。

や行

○容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

○溶融施設

焼却灰などを1300℃以上という高温で溶かし、これを固めてスラグにする処理を行う炉。

○溶融処理

焼却灰などを1300℃以上という高温で溶かし、これを固めてスラグにすること。

○4R

廃棄物等の発生回避（Refuse：リフューズ、ごみになるものを買わない、断ること。）、発生抑制（Reduce：リデュース、廃棄物になる量を抑制すること。）、再使用（Reuse：リユース、資源として再び使用すること。）、再生利用（Recycle：リサイクル、資源として再び利用すること。）を総称して、アルファベットの頭文字から4Rという。

ら行

○レアメタル

算出量が少ないか抽出が困難な稀少金属の総称。小型家電や充電機などに使用されている。

○リターナブルびん

リターナブルとは、「返却できる」という意味で、使用後に回収され、殺菌洗浄後に再び製品を詰め直すという過程を繰り返して、使用される容器のこと。

登 録 番 号

(刊行物番号)

H25-46

狛江市一般廃棄物処理実施計画（平成 26 年度～平成 28 年度）

発行 平成 26 年 3 月

東京都 狛江市

編集 建設環境部清掃課

〒201-0004

東京都狛江市岩戸北一丁目 1 番 11 号

狛江市ビン・缶リサイクルセンター内

TEL 03-3488-5300

FAX 03-5497-7366

庁 内 印 刷

頒 布 価 格 40 円